

○ 総務大臣が別に告示する試験設備を定める件

平成十八年三月二十八日

総務省告示第百七十三号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第一項第一号の規定に基づき、総務大臣が別に告示する試験設備を次のように定める。

電波に関する研究開発又は法及びこれに基づく命令に規定する技術基準等に対する適合性に関する試験等を行うための電波暗室その他の試験設備であつて、金属遮へい体により收容され、その内部で使用される無線設備の使用周波数における漏えい電波の電界強度を四〇デシベル以上減衰させることが明らかであるもの